



# 不動産取得税の軽減制度のお知らせ

令和11年4月1日以後に土砂災害特別警戒区域等の区域内で取得された住宅及びその土地に係る不動産取得税は「軽減制度の適用対象外」となります。

□ 軽減制度の適用対象外となる立地要件・区域

立地要件	区域
右記の災害危険区域等内において新築された住宅及びその土地 ※従前住宅（所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた住宅に限る。）の建替えによる住宅の新築を除く。	・ 建築基準法第39条第1項の <b>災害危険区域</b> で総務省令で定めるもの
	・ 地すべり等防止法第3条第1項の <b>地すべり防止区域</b>
	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の <b>急傾斜地崩壊危険区域</b>
	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の <b>土砂災害特別警戒区域</b>
<b>市街化調整区域内</b> にある右記の土砂災害警戒区域等内において新築された住宅及びその土地 ※従前住宅の建替えによる住宅の新築及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の <b>土砂災害警戒区域</b>
	・ 水防法第15条第1項第4号に規定する <b>浸水想定区域</b> で総務省令で定めるもの

- 住宅の一部が上記の区域内にある場合、軽減制度の適用対象外となります。
- 本紙の内容は、令和8年度税制改正大綱等に基づいて令和8年2月に作成したものであるため、同年4月以降、確定した内容で更新する予定です。